

Ⅲ 保健所の共同設置について

資料4-4

■ 保健所の主な業務

○保健所における業務は、その多くが法律に基づくものであり、内容についてはほぼ同一。

区分	業務内容
医務・薬務	<ul style="list-style-type: none">・病院・診療所・助産所・薬局の開設許可・届け出、立ち入り検査（病院は都道府県保健所のみ）・保健医療従事者の免許手続き・薬局の開設許可、毒物・劇物の販売登録・薬物の乱用、麻薬等の免許 など
衛生	<ul style="list-style-type: none">・食品関係施設の営業許可、食品検査、食中毒等の調査・旅館、公衆浴場等の営業許可・利用・美容・クリーニング所の開設届・指導・温泉、墓地等の許可申請受付・水道施設、プール等の許可等・狂犬病予防、ペットの相談、犬の引き取り・水質検査 など
地域保健	<ul style="list-style-type: none">・未熟児の訪問指導・身体障害児・小児慢性特定疾患児等に対する専門的支援・在宅難病患者に対する専門的支援、訪問相談・結核予防、エイズ相談・検査、新型インフルエンザ等の感染症対策 など
市設置の保健所	<p>※市町村保健センター業務も通常併せて実施</p> <ul style="list-style-type: none">・母子健康手帳の交付・ポリオ、三種混合、インフルエンザなどの予防接種・各種がん検診、成人健康診査・介護予防普及啓発

■ 共同処理に関する検討

- 中核市への移行や市町村合併によって、都道府県保健所の管轄区域が虫食い又は飛び地となるケースが発生
- 各都道府県では保健所の再編などで対応しているケースも多いが、それでもなお住民の利便性を損なったり、業務効率の低下している可能性もあると考えられる。
- 中核市に移行した市が管轄から抜けたことで、管轄区域の人口が非常に小さくなってしまった例も多い。

都道府県保健所の管轄区域が中核市等の周辺に虫食い又は飛び地となっている例

- ・北海道 渡島保健所（函館市）
- ・北海道 上川保健所（旭川市）
- ・青森県 東地方保健所（青森市）
- ・岩手県 県央保健所（盛岡市）
- ・長野県 長野保健所（長野市）
- ・静岡県 西部保健所（磐田市）→浜松市を挟んで、湖西市・新居町を管轄
- ・岡山県 備前保健所（岡山市）
- ・岡山県 備中保健所（倉敷市）
- ・愛媛県 松山保健所（松山市）
- ・福岡県 久留米保健所（久留米市、10月1日に再編し、飛び地を解消予定）
- ・宮崎県 中央保健所（宮崎県）

※厚生労働省においても、管轄区域を解消するため、現行制度上、事務委託や広域連合により、保健所を共同処理することが可能である旨を通知(H21.3)

■ 共同処理により期待できる効果

- 都道府県と中核市等が保健所を共同設置することにより、共通事務の整理や管轄区域の一体化による効率化が可能。

■ 他の共同処理制度との比較

- 広域連合等の組合による場合、都道府県管轄区域の市町村も含めた広域連合とすれば、市町村保健センター機能も含めて地域の保健医療行政を一元的に行うことが可能になる。
- 都道府県が中核市等に事務を委託した場合には、都道府県が管轄していた市町村にとっては自らの判断ではない形で他の市の管轄を受けることになるが、この点については、保健所が公権力の行使を伴う事務も多く所管していることに留意して検討する必要がある。また、一部、都道府県保健所のみが処理している事務(病院の開設許可等)がある点にも留意が必要になる。

■ 共同設置を行う場合の留意点

- 共同設置された保健所内部においては指揮命令は一元化されるものの、組織としては都道府県・市の双方から指揮命令を受けることになるが、問題が生じる恐れはないか。例えば緊急時における対応などについては、指示が矛盾する可能性のあるケースが考えられるか。
- 市保健所では市町村保健センターの業務も併せて実施していることが多いが、これらは共同設置保健所の業務と区分する必要があるのではないか。